

# 倫理規程

一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク

版 数	第1版
最終改定日（制定日）	2024年12月11日
施行日	2024年12月11日

## 目 次

第1条	組織の使命及び社会的責任	1
第2条	社会的信用の維持	1
第3条	基本的人権の尊重	1
第4条	法令等の遵守	1
第5条	私的利益追求の禁止	1
第6条	利益相反の防止及び開示	1
第7条	特別の利益を与える行為の禁止	1
第8条	情報開示及び説明責任	1
第9条	個人情報の保護	1
第10条	連 携	1
第11条	研 鑽	2
第12条	ハラスメントの禁止	2
第13条	反社会的勢力の排除	2
第14条	規程遵守の確保	2
第15条	規程の変更	2
附則		2
第1条	施行日	2

## 倫理規程

### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 法人は、その設立目的に従い、児童の最善の利益を最大限に考慮し、子どもの健全育成、地域福祉の向上、相互コミュニティの構築に関する事業等を行い、沖縄県の子ども家庭福祉が抱える諸課題の解決とそのため自律的かつ持続的な仕組みの構築を自治体及び関係機関と協同してめざす重大な責務を負っていることを認識して、事業の運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

第2条 法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持、向上に努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

第3条 法人は、全ての人の基本的人権を尊重し、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無などにおいて差別的な取り扱いをしてはならない。

### (法令等の遵守)

第4条 法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規定、その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### (私的利益追求の禁止)

第5条 法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために、利用することがあってはならない。

### (利益相反の防止及び開示)

第6条 法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

### (特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

### (情報開示及び説明責任)

第8条 法人は、事業によって得られた成果の公表にあたっては、その社会的意義および社会的影響に十分配慮して、法人としての責任を自覚して実施しなければならない。

### (個人情報保護)

第9条 法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

### (連 携)

第10条 法人は、自治体及び医療機関その他女性・子どもの支援に関わる団体、その他関係者が社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築をとるにめざす対等のパートナーであるとの認識の下で、連携に務めなければならない。

い。

(研 鑽)

第11条 法人の役職員は、社会的課題や女性・子どもの支援を行う団体の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に務めなければならない。  
また、女性・子どもの支援の充実による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第12条 法人は、事業運営において、パワーハラスメント等、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 法人の役員や職員等は、反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

(規程遵守の確保)

第14条 法人は、倫理規定の遵守を確保するため、必要があるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実行性を確保する。

(規程の変更)

第15条 この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

(施行日)

第1条 本規程は、2024年12月11日より施行する。

(2024年12月11日理事会決議)